

有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	ニチイケアセンター東村山野口町
定員・室数	78 人 ・ 78 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付（一般型）
サ 付 登 録 の 有 無	無
居 住 の 権 利 形 態	利用権方式
利 用 料 の 支 払 方 式	月払い方式
入 居 時 の 要 件	専用型（要介護のみ）
介 護 保 険 の 利 用	特定施設入居者生活介護（一般型）
居 室 区 分	定員1人
介 護 に 関 わ る 職 員 体 制	2.5 : 1以上

1 事業主体

名 称	法人等の種別		営利法人	
	フリカ`ナ	カ`シカ`イヤ ニチイガ`ッカン		
	名 称	株式会社 ニチイ学館		
主たる事務所の所在地	〒	101-8688		
	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地			
連 絡 先	電 話 番 号	03-3291-2121		
	フ ァ ッ ク ス 番 号	03-3291-6889		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.nichiigakkan.co.jp			
代 表 者 職 氏 名	役職名	出し表取締役	氏名	森 信介
設 立 年 月 日	昭和48年 8月2日			
主 な 事 業 等	ヘルスケア事業・医療関連事業・教育事業			

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	16	ニチイケアセンターあきる野	東京都あきる野市秋川1-2-1阿伎留ビル1F
訪問入浴介護	10	ニチイケアセンターはあときたまち	東京都国分寺市北町4-5-4
訪問看護	2	ニチイケアセンター西八王子 訪問看護ステーション	東京都八王子市追分町5-9
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	2	ニチイケアセンター西八王子 訪問看護ステーション	東京都八王子市追分町5-9
通所介護	24	ニチイケアセンターはあときたまち	東京都国分寺市北町4-5-4
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	5	ニチイケアセンター東村山野口町	東京都東村山市山野口町1-12-31
福祉用具貸与	12	ニチイケアセンターあきる野	東京都あきる野市秋川1-2-1阿伎留ビル1F
特定福祉用具販売	12	ニチイケアセンターあきる野	東京都あきる野市秋川1-2-1阿伎留ビル1F
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
認知症対応型通所介護	3	ニチイケアセンター小茂根	東京都板橋区小茂根5-4-41
小規模多機能型居宅介護	9	ニチイケアセンター鷹の台	東京都小平市小川町1-915-2
認知症対応型共同生活介護	25	ニチイケアセンター鷹の台	東京都小平市小川町1-915-2
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	82	ニチイケアセンターあきる野	東京都あきる野市秋川1-2-1阿伎留ビル1F
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	10	ニチイケアセンターはあときたまち	東京都国分寺市北町4-5-4
介護予防訪問看護	2	ニチイケアセンター西八王子 訪問看護ステーション	東京都八王子市追分町5-9
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	2	ニチイケアセンター西八王子 訪問看護ステーション	東京都八王子市追分町5-9
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	2	ニチイケアセンター府中南町	東京都府中市南町1-48-1
介護予防福祉用具貸与	12	ニチイケアセンターあきる野	東京都あきる野市秋川1-2-1阿伎留ビル1F
介護予防特定福祉用具販売	12	ニチイケアセンターあきる野	東京都あきる野市秋川1-2-1阿伎留ビル1F
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	2	ニチイケアセンター小茂根	東京都板橋区小茂根5-4-41
介護予防小規模多機能型居宅介護	8	ニチイケアセンター鷹の台	東京都小平市小川町1-915-2
介護予防認知症対応型共同生活介護	25	ニチイケアセンター鷹の台	東京都小平市小川町1-915-2
介護予防支援	1	戸塚高齢者総合相談センター	東京都新宿区高田馬場1-17-20 1F
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

名 称	フリカ`ナ	ニチイセンターヒガシムラヤマノグチチヨウ		
	名 称	ニチイケアセンター東村山野口町		
所 在 地	〒	189-0022		
		東京都東村山市野口町1丁目12番地31		
連 絡 先	電 話 番 号	042-398-5281		
	ファックス番号	042-398-5283		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.nichiiikkan.co.jp			
介護保険事業所番号	第1372701654号			
管 理 者 職 氏 名	役職名	施設長	氏名	相原 信彦
事 業 開 始 年 月 日	平成 24 年 7 月 1 日			
届 出 年 月 日	平成 23 年 9 月 16 日			
届出上の開設年月日	平成 24 年 7 月 1 日			
特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	平成 24 年 7 月 1 日		
	指定の有効期間	平成 36 年 6 月 30 日 まで		
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	な し		
	指定の有効期間	な し まで		
事業所へのアクセス	西武新宿線/西武国分寺線「東村山駅」西口より徒歩5分・タクシー1分(400m)			
施設・設備等の状況				
敷 地	権利形態	—	抵当権	なし
	面 積	2,889.72 m ²		

建 物	権利形態	賃貸借	抵当権	なし	
	延床面積	3,878.02 m ²		うち有料老人ホーム分 3,419 m ²	
	竣工日	平成24年5月22日			
	階 数	地上 4 階		地下 なし 階	
		うち有料老人ホーム分 地上 3 階		地下 なし 階	
	構造	耐火建築物	建築物用途区分	有料老人ホーム	
	併設施設等	なし ()			
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	平成24年6月1日 ~ 平成54年5月31日		
		自動更新	あり		
居 室	階	定員	室数	面積	
	1階	1人	18	18.4 m ² ~ 19.97 m ²	
	2階	1人	30	18.4 m ² ~ 19.97 m ²	
	3階	1人	30	18.4 m ² ~ 19.97 m ²	
				m ² ~ m ²	
一 時 介 護 室	階	定員	室数	面積	
	1階	1人	1	11.43 m ² ~ 11.43 m ²	
便 所	居室	全室設置	共同便所	3 箇所 (男女共用)	
	居室	設置なし	共同浴室	個浴：6 大浴槽：なし 機械浴：1	
浴 室	併設施設との共用		なし ()		
	兼用	あり	(機能訓練室)		
食 堂	併設施設との共用		なし ()		
	あり (健康管理室・洗濯室・喫煙室・相談室・災害備蓄倉庫)				
エレベーター	あり 1 基				
消 防 設 備	自動火災報知設備	あり	火災通報装置	あり	
スプリンクラー	あり				
緊 急 呼 出 装 置	居室	あり	便所	あり	
浴室	あり		脱衣室	あり	

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者（施設長）	0	1	0	0	1人	0.9	介護職員兼務	
生活相談員	0	2	0	0	2人	1.0	計画作成担当者・介護職員兼務	
看護職員：直接雇用	0	1	6	0	7人	4.8	機能訓練指導員兼務	
看護職員：派遣	0	0	0	7	7人			
介護職員：直接雇用	8	5	5	23	41人	27.5	他拠点兼務	
介護職員：派遣	0	0	9	0	9人			
機能訓練指導員	0	1	0	0	1人	0.1	看護師兼務	
計画作成担当者	0	2	0	0	2人	1.0	生活相談員兼務	
栄養士	0	0	0	0	0人			
調理員	0	0	0	0	0人			
事務員	1	0	1	0	2人	1.5		
その他従業者	0	0	0	0	0人			
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40 時間		

③-1 介護職員の資格					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士		6	3	3	1
実務者研修		2	0	1	0
介護職員初任者研修		8	4	14	22
介護支援専門員		0	1	0	0
たん吸引等研修（不特定）		0	0	0	0
たん吸引等研修（特定）		0	0	0	0
資格なし		0	1	0	0

③-2 機能訓練指導員の資格					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士		0	0	0	0
作業療法士		0	0	0	0
言語聴覚士		0	0	0	0
看護師又は准看護師		0	1	0	0
柔道整復師		0	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師		0	0	0	0
はり師又はきゅう師		0	0	0	0

③-3 管理者（施設長）の資格 介護福祉士

④ 夜勤・宿直体制

配置職員数が最も少ない時間帯 20 時 0 分～ 7 時 0 分

上記時間帯の職員配置数 介護職員 3 人以上 看護職員 0 人以上

⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等 ①と同じのため記入省略

職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		

⑤-1 介護職員の資格 ③-1と同じのため記入省略

資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士					
実務者研修					
介護職員初任者研修					
介護支援専門員					
たん吸引等研修（不特定）					
たん吸引等研修（特定）					
資格なし					

⑤-2 機能訓練指導員の資格		③-2 と同じのため記入省略			
資格	延べ人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
はり師又はきゅう師					
⑤-3 看護職員及び介護職員1人当たり(常勤換算)の利用者数					2.3 人

従業者の職種別・勤続年数別人数(本事業所における勤続年数)

勤続年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		0	9	3	31	1				1	
1年以上3年未満		1	0	2	2	1		1		1	
3年以上5年未満			2	1	1						
5年以上10年未満			2	7	3						
10年以上											
合計		1	13	13	37	2	0	1	0	2	0

4 サービスの内容

提供するサービス		
食事の提供サービス	あり (委託)	
食事介助サービス	あり	
入浴介助サービス	あり	
排せつ介助サービス	あり	
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり	
相談対応サービス	あり	
健康管理サービス(定期的な健康診断実施)	あり	
服薬管理サービス	あり	
金銭管理サービス	あり	
定期的な安否確認の方法	日中3回以上・夜間2回以上、ともに介護職員が巡回します。(別添「介護サービス等の一覧表」参照)	
施設で対応できる医療的ケアの内容	<ol style="list-style-type: none"> ニチイ学館は、入居者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、又はその他必要を認めた場合は、入居者の主治医又はニチイ学館の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。 ニチイ学館は、救急時においては、的確かつ迅速に対応し、状況により協力医療機関での救急対応が受けられるように計らいます。 協力医療機関への入退院及び通院に係る送迎費用は、サービスに含まれます。 入院及び通院治療に係る費用は入所者の負担になります。 ニチイ学館は、お客様のために、医師に対する往診の依頼、通院の付き添いや入院の手続き代行等の援助を行います。また、お客様の健康管理と療養上の世話、診療の補助を施設の看護職員が医療機関と連携し対応いたします。 	
医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	公益財団法人結核予防会 新山手病院
	所在地	東京都東村山市諏訪町3-6-1
	協力の内容	○協力内容:外来診療、入院診療、救急外来・緊急入院、夜間休日診療
協力医療機関(2)	名称	医療法人社団 雅会 山本病院
	所在地	東京都清瀬市野塩1-328
	協力の内容	○協力内容:外来診療、入院診療、往診、訪問診療、救急外来・緊急入院、夜間休日診療
協力医療機関(3)	名称	医療法人社団恵友会 三恵病院
	所在地	東京都東村山市青葉町3-29-1

協力歯科医療機関	協力の内容	○協力内容: 外来診療、入院診療
	名称	医療法人社団相明会 パール歯科
	所在地	東京都東村山市栄町1-6-8中村ビル1階
	協力の内容	○協力内容: 訪問診療 (歯科)

介護保険加算サービス等		
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	なし	
看取り介護加算	なし	
医療機関連携加算	なし	
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	なし	
介護職員処遇改善加算	あり(I)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	
口腔衛生管理体制加算	なし	
栄養スクリーニング加算	なし	
退院・退所時連携加算	あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	不可	
利用者の個別的な選択によるサービス提供	あり	
運営懇談会の開催	あり (年 2 回予定)	
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		
自費によるショートステイ事業	なし	
入居に当たっての留意事項		
入居の条件	年齢	概ね60歳以上の方
	要介護度	要介護1以上の方
	医療的ケア	常時医療機関等において治療を必要としない事
	認知症	複数入居者による共同生活を営むことに支障がない事
	その他	自傷又は他人へ危害を加える恐れがない事
身元引受人等の条件、義務等	<ol style="list-style-type: none"> お客様は、ニチイ学館の承認する身元引受人を、原則として1名定めるものとします。 身元引受人は、ニチイ学館と共同してお客様のホーム生活の質の向上に努めるものとします。 身元引受人は、お客様の能力や健康状態等について、正確な情報をニチイ学館に提供しなければなりません。 身元引受人は、特段の事情のない限り、ニチイ学館の規則及びホームの従業者又は医師の指示に従うものとします。但し、お客様又は身元引受人が、介護及び医療に関するニチイ学館又は協力医師の指示等に従うことを拒否する旨を明示した書面をニチイ学館に提示し、この事項を原因として生じる一切についてお客様又は身元引受人が責任を負うことを明らかにしたときは、この限りではありません。 身元引受人は、都道府県、市区町村又は国民健康保険団体連合会、その他行政機関が関係法令に基づき行うニチイ学館への指導、監査又は調査に可能な限り協力するものとします。 身元引受人は、本契約に基づくお客様の一切の債務について連帯して保証するとともに、ニチイ学館が必要と認め要請したときは、ニチイ学館と協議し、身上監護に関する決定、お客様の身柄の引き受け又は残置財産の引き取り等に責任を負うものとします。 ホームは、お客様の生活及び健康状況並びにサービスの提供状況を定期的に身元引受人に連絡するものとします。 ニチイ学館は、本条において身元引受人が1名では履行しかねると判断した場合、複数の身元引受人を定めることを求めることができるものとします。 ニチイ学館は、身元引受人の変更が必要と判断した場合には、お客様に新たな身元引受人を定めることを求めることがあります。 お客様は、前項に規定する求めを受けた場合には、直ちに身元引受人を定めなければならないものとします。 	
	体験入居	利用期間
利用料金		7泊 8日52,920円 (うち消費税等3,920円) (宿泊・介護・食事費用を含む) ※ 体験入居期間の増減については、一日当たり7,560円 (うち消費税等560円) をもって精算することとします。
その他		満室時は非対応

入院時の契約の取扱い	<p>1. 入院期間中は、月額利用料のうち管理費、家賃相当額及び食費をお支払いいただきます。なお、食費については食材費分を返金します。入居契約書第28条第2項（7）の規定に基づき、対応します。</p> <p><第28条第2項（7）></p> <p>2. ニチイ学館は、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が次の事項に該当する場合には、前条の規定に関わらず、本契約を解除することができます。</p> <p>（7）お客様が入居中に医療行為が必要になり、関係法令に基づきホームの人員体制では対応が困難であると判断した場合、又は病気治療のため病院もしくは診療所等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかなる場合。尚、いずれの場合においても、医師の意見を考慮するものとします。</p>
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	<p>ニチイ学館は、サービスの提供に当たり、お客様又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性）を除き、身体的拘束は行いません。拘束を行う場合であっても、その速やかな解除に努めるとともに、拘束前後にはお客様ご本人に理由を説明し、その理由及び一連の経過を記録保存した上で、身元引受人に速やかに報告します。</p>
事業者からの契約解除	<p>第27条（中途解約）</p> <p>1. お客様又は身元引受人は契約の期間中であってもニチイ学館に対し、30日以上前の予告期間を持って書面にて通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。</p> <p>2. ニチイ学館は、本契約に基づくサービスの提供を維持することが困難と判断すべきホーム運営上のやむなき事情が発生した場合、お客様に対し、原則として90日前までに解約の理由を記載した書面をもって通知することにより、本契約を解約することができます。</p> <p>第28条（契約解除）</p> <p>1. お客様は、ニチイ学館が次の事項に該当する場合には、第28条の規定に関わらず、直ちに本契約を解除することができるものとします。</p> <p>（1）ニチイ学館が、お客様に対し、不法行為を行った場合</p> <p>（2）ニチイ学館が、第9条の守秘義務違反をした場合</p> <p>（3）ニチイ学館が、正当な理由無くサービスの提供を拒否した場合</p> <p>（4）ニチイ学館が、破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算を申し立て、又は申し立てを受けた場合</p> <p>（5）前各号の他、お客様又は身元引受人及びニチイ学館との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合</p> <p>2. ニチイ学館は、お客様又は身元引受人ご家族その他ご関係者が次の事項に該当する場合には、第27条の規定に関わらず、本契約を解除することができます。</p> <p>（1）入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した場合</p> <p>（2）お客様による利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定め催告にも関わらず、これが支払われない場合</p>

事業者からの契約解除

(3) お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、故意にニチイ学館並びにホームの介護従業者及び他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、本契約を継続し難い事情が認められる場合
 (4) お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、法令及び本契約の条項に重大な違反を行い、改善の見込みがない場合
 (5) 伝染性疾患等により、他のお客様の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認めた場合
 (6) お客様の行動が、ニチイ学館並びにホームの介護従業者及び他のお客様の生命、身体財産もしくは信用を傷つけ、介護保険法上の方法ではこの行動を防止できないとニチイ学館が判断した場合
 (7) お客様が入居中に医療行為が必要になり、関係法令に基づきホームの人員体制では対応が困難であると判断した場合、又は病気治療のため病院もしくは診療所等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合。尚、いずれの場合においても、医師の意見を考慮するものとする。
 (8) 前号に掲げる場合の他、お客様が2ヶ月以上の長期に亘ってホームを離れることが明らかな場合
 (9) 前各号の他、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者及びニチイ学館との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合
 3. 前項の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設け、原則として90日の予告期間を要するものとします。
 第29条（契約の終了）
 1. 次の各号のいずれかの事由に該当する場合、終了するものとします。
 (1) 第27条に定める解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
 (2) 第28条に定める契約解除の意思表示がなされた場合
 (3) お客様がお亡くなりになられた場合

要介護時における居室の住み替えに関する事項

一時介護室への移動	あり
判断基準・手続	お客様に一時的な介護等が必要となった場合には、一時介護室で介護等を行う場合があります。なお、利用権は継続します。
利用料金の変更	なし
前払金の調整	なし
従前居室との仕様の変更	あり

その他の居室への移動		あり	
判断基準・手続		お客様の生活の維持及びホーム運営上、支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合、居室を変更する場合があります。その際以下の手続きをとるものとします。なお、新たに利用する居室へ利用権が移行します。 (1) 緊急やむを得ない場合を除いて変更前に一定の観察期間を設ける (2) ホームの指定する医師の意見を聞く (3) お客様及びその身元引受人等の同意を得る	
利用料金の変更		なし	
前払金の調整		なし	
従前居室との仕様の変更		あり	
提携ホーム等への転居		なし	
判断基準・手続			
利用料金の変更			
前払金の調整			
従前居室との仕様の変更			
苦情対応窓口			
窓口の名称1		ニチイケアセンター東村山野口町（事業所内の苦情受付窓口）	
電話番号		042-398-5281	
対応時間		9:00～18:00（月曜日～日曜日）	
窓口の名称2		株式会社ニチイ学館 立川支店（ニチイ学館の苦情受付窓口）	
電話番号		042-524-0670	
対応時間		9:00～17:15（平日のみ）	
窓口の名称3		ニチイコールセンター（ニチイ学館の苦情受付窓口）	
電話番号		0120-605025	
対応時間		0:00～0:00（24時間対応）	
窓口の名称4		東村山市役所 健康福祉部介護保険課	
電話番号		042-393-5111(代)	
対応時間		9:00～17:00（平日のみ）	
窓口の名称5		東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部苦情相談窓口	
電話番号		03-6238-0177	
対応時間		9:00～17:00（平日のみ）	
賠償責任保険の加入		あり 保険の名称：損保ジャパン日本興亜ホールディング株式会社 総合賠償責任保険	
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組		あり	
東京都福祉サービス第三者評価の実施		なし	結果の公表
その他機関による第三者評価の実施		なし	結果の公表

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢： 89.0 歳		入居者数合計： 75 人				
年齢 \ 介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
65歳以上75歳未満	0	0	0	0	1	0	0	0
75歳以上85歳未満	0	0	0	8	3	0	3	1
85歳以上	0	0	0	13	16	13	12	5
合計	0	0	0	21	20	13	15	6
入居継続期間別入居者数								
入居期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計	
入居者数	6	11	40	18	0	0	75	
男女別入居者数	男性： 18 人			女性： 57 人				
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）				96 %（定員に対する入居者数）				

直近1年間に退去した者の人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居	1	その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	0
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居	1	医療機関への入院	5
介護老人保健施設へ転居	1	死亡	9
介護療養型医療施設へ転居	0	その他	0
他の有料老人ホームへ転居	3	退去者数合計	20

6 利用料金

入居準備費用	なし					円
明内細訳						
支払日・支払方法						
解約時の返還						
敷金	なし					
金額						円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。
家賃及びサービスの対価						
プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)			
			家賃	管理費	介護費用	食費
(名称なし)	なし	190,016円	102,000	36,176		51,840
		0円	(非課税)	(非課税)		(うち消費税等3,840円)
		0円				
		0円				
各料金の内訳・明細	前払金	月額単価 (円) × 想定居住期間 (月) により算出 (月額単価の説明) (想定居住期間の説明)				
	家賃	102,000円 (非課税) 修繕費、管理事務費、地代相当額 (計画地周辺での家賃相場を考慮) から家賃を算出				
	管理費	36,176円 (非課税) 共用施設の維持管理費、水光熱費、その他共同の益に供する全ての費用				
	介護費用	※入居後に自立、要支援1または要支援2と判定された場合 別紙：介護サービス等の一覧表・生活サポート提供表参照 入居後に自立、要支援1または要支援2と判定された場合は、【生活サポート費】としてプラン①67,716円 (うち消費税等5,016円)、プラン②45,036円 (うち消費税等3,336円)、プラン③28,836円 (うち消費税等2,136円) を月額利用料として別途お支払頂きます。また、本利用料をお支払頂くことで別紙「生活サポート提供表」に定めるサービスをお受け頂けます。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。				
	食費	朝食 432円・昼食 648円・夕食 648円 間食 0円 1日当たり 1728円 × 30日で積算 上記の金額には、厨房管理運営費 27,360円 (うち消費税等2,026円) を含みます。 (食事をキャンセルする場合の取扱いについて) 3日前までに申し出があれば、欠食時の食材費、朝食183円 (うち消費税等13円)、昼食304円 (うち消費税等22円)、夕食329円 (うち消費税等24円) は返金いたします。なお、厨房管理費 27,360円 (うち消費税等2,026円) は、厨房設備の管理費、維持費に充当するため、欠食による返金はありません。				
光熱水費	管理費に含まれます。					

前払金の取扱い	
支払日・支払方法	
償却開始日	
返還対象としない額	位置づけ
契約終了時の返還金の算定方式	
短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	期間：3か月 起算日：入居した日
返還期限	契約終了日から 日以内
保全措置	保全先：
その他留意事項	

月額利用料の取扱い	
支払日・支払方法	<p>1. ニチイ学館は、当月分の家賃、管理費、食費について、請求書を前月15日に発行し、前月の27日（該当日が銀行休業の場合は翌営業日）にお客様又は身元引受人の口座から自動引き落としとするものとします。なお、食事の欠食分の返金は月末締めとし、翌月の引き落とし日に精算するものとします。</p> <p>2. 介護給付費、介護保険給付対象外費用、生活サポート費は、月末締めとし、ニチイ学館は、翌月の家賃、管理費、食費の引き落としと併せてお客様又は身元引受人の口座から自動引き落としとするものとします。なお、1ヶ月に満たない期間の料金についても、利用実績に基づいて計算するものとします。</p>
その他留意事項	特になし

介護保険サービスの自己負担額 ※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2割)を負担する。

(30日換算・自己負担1割の場合)						
介護度	基本単位 a	加算 b	処遇改善加算 c=(a+b)×d 小数点以下 四捨五入	総単位数 e=a+b+c	介護報酬 f=a×地域別単価 小数点以下 切捨て	自己負担額 g=f×0.1 小数点以下 切上げ
要支援1	0	-	-	-	-	-
要支援2	0	-	-	-	-	-
要介護1	16,020	80	1,320	17,420	183,606円	18,361円
要介護2	17,970	80	1,480	19,530	205,846円	20,585円
要介護3	20,040	80	1,650	21,770	229,455円	22,946円
要介護4	21,960	80	1,807	23,847	251,347円	25,135円
要介護5	24,000	80	1,975	26,055	274,619円	27,462円

加算の種類	単位・割合	算定	備考
個別機能訓練加算	0/日	なし	
夜間看護体制加算	0/日	なし	要介護のみ
看取り介護加算	0/日	なし	対象者のみ
医療機関連携加算	80/月	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	0/日	なし	
サービス提供体制強化加算	0/日	なし	
入居継続支援加算	0/日	なし	要介護のみ
生活機能向上連携加算	0/月	なし	
若年性認知症入居者受入加算	0/日	なし	
口腔衛生管理体制加算	0/月	なし	
栄養スクリーニング加算	-	なし	対象者のみ
退院・退所時連携加算	30/日(上限30日)	あり	対象者のみ
d 介護職員処遇改善加算	8.20%	あり(I)	

当ホームの地域別単価は10.54です。(東村山市)

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料 一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）

料金改定の手続	<p>入居契約書第25条（賃用の改定）の規定に基づき、対応します。</p> <p>1. ニチイ学館は、入居契約書第22条（月額費用及び使用料等）にて定める月額費用及び使用料等を改定することがあります。</p> <p>2. ニチイ学館は前項の改定に際して、ホーム所在地の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費、関係法令等の改正、運営懇談会の意見等を勘案するものとします。</p> <p>3. 本条第1項の改定にあたって、ニチイ学館はお客様及び身元引受人へ予め通知します。</p>
---------	---

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	(名称なし)		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	0	190,016

※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	入居希望者に公開	その他開示情報	希望者に交付又はホームページに掲載

添付書類： 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

<p>重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。</p> <p style="text-align: center;">_____年 月 日</p> <p>署名 _____ 印</p>
--

<p>説明年月日</p> <p style="text-align: center;">_____年 月 日</p> <p>説明者職・氏名</p> <p>_____</p> <p>職</p> <p>_____</p> <p>氏名 _____ 印</p>
--

施設名：ニチイケアセンター東村山野口町

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合 . 不適合	
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
緊急時の安全確保のための項目		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合 . 不適合	
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合 . 不適合	
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合 . 不適合	
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合 . 不適合	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目		
8 各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合 . 不適合	
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合 . 不適合	
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合 . 不適合	
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合 . 不適合	
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合 . 不適合	
入居者の財産を保全するための項目		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	保全先：
14 前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合 . 不適合 . 非該当	初期償却率： %
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	

※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。

介護サービス等の一覧表

	要介護1～2		要介護3～5	
介護を行う場所	介護居室		介護居室	
	介護保険給付、一時金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
介護サービス				
○巡回				
・昼間 6：00～21：00	3回	—	3回	—
・夜間 21：00～6：00	2回	—	2回	—
○食事介助	必要に応じ見守りまたは介助	—	必要に応じ見守りまたは介助	—
○排泄				
・排泄介助	必要に応じ誘導、見守りまたは介助	—	必要に応じ誘導、見守りまたは介助	—
・おむつ交換	必要に応じ適宜	—	必要に応じ適宜	—
・おむつ代	—	※1	—	※1
○入浴等				
・清拭	週2回（未入浴時）	—	週2回（未入浴時）	—
・一般浴介助	週2回（入浴時見守りまたは介助）	※2	週2回（入浴時見守りまたは介助）	※2
・特浴介助	—	—	—	—
○身辺介助				
・体位交換	必要に応じ適宜	—	必要に応じ適宜	—
・居室からの移動	必要に応じ見守りまたは介助	—	必要に応じ見守りまたは介助	—
・衣類の着脱	必要に応じ見守りまたは介助	—	必要に応じ見守りまたは介助	—
・身だしなみ介助	必要に応じ見守りまたは介助	—	必要に応じ見守りまたは介助	—
○機能訓練	必要に応じ生活リハビリ	—	必要に応じ生活リハビリ	—
○通院介助 （協力医療機関）	随時	—	随時	—
○通院介助 （上記以外）	—	※3	—	※3
○緊急時対応 ・ナースコール	各居室及び居室内トイレ、一般浴室、トイレに設置	—	各居室及び居室内トイレ、一般浴室、トイレに設置	—
生活サービス				
○家事				
・清掃	週2回	※4	週2回	※4
・リネン交換	定期交換：週1回	※5	定期交換：週1回	※5
・洗濯	週2回	※6	週2回	※6
○居室配膳・下膳	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
○理美容	—	※7	—	※7
○代行				
・買物代行 （通常の利用区域）	週1回	—	週1回	—
・買物代行 （上記以外の区域）	—	※8	—	※8
・役所手続	—	※9	—	※9
健康管理サービス				
・健康診断(定期健康診断)	年2回の機会を設ける	※10	年2回の機会を設ける	※10
・健康相談	随時	—	随時	—
・生活指導	随時	—	随時	—
・医師の往診	—	実費	—	実費
入退院時、入院中のサービス				
・医療費	—	実費	—	実費
・移送サービス	—	—	—	—
・入退院時の同行 （協力医療機関）	必要に応じ随時	—	必要に応じ随時	—
・入退院時の同行 （協力医療機関以外）	—	※11	—	※11
その他サービス	—	※12	—	※12

- ※1 おむつに関しては個別に準備願います。希望により購入業者を紹介致します。
- ※2 下記要件を満たした場合における個別対応については、職員1名につき1時間あたり1,620円（うち消費税等120円）を負担いただきます。
・介護上必要となる場合以外で、お客様・身元引受人の希望により、上記月額利用料を含むサービス欄に定めた週2回を超える場合
- ※3 下記要件を満たした場合における個別対応については、職員1名につき1時間あたり1,620円（うち消費税等120円）及び移動に要した交通費の実費を負担いただきます。
・お客様・身元引受人の希望により実施する場合
- ※4・※6 下記要件を満たした場合における個別対応については、職員1名につき1時間あたり1,620円（うち消費税等120円）を負担いただきます。
・介護上必要となる場合以外で、お客様・身元引受人の希望により、上記月額利用料を含むサービス欄に定めた週2回を超える場合
- ※5 下記要件を満たした場合における個別対応については、リネン交換1回につき324円（うち消費税等24円）を負担いただきます。
・介護上必要となる場合以外で、お客様・身元引受人の希望により、上記月額利用料を含むサービス欄に定めた週1回を超える場合
- ※7 お客様・身元引受人の希望により理美容を実施する場合、外部訪問理美容事業所の設定金額となります。
- ※8 ホームから半径500mを越える買い物代行については、職員1名につき1時間あたり1,620円（うち消費税等120円）及び移動に要した交通費の実費（駐車場代を含む）を負担いただきます。
- ※9 下記要件を満たした場合における個別対応については、職員1名につき1時間あたり1,620円（うち消費税等120円）及び移動に要した交通費の実費（駐車場代を含む）を負担いただきます。
・お客様・身元引受人の希望により実施する場合
- ※10 定期健康診断は施設負担により年2回実施
お客様・身元引受人の希望により定期健康診断以外に健康診断を実施する場合は、実費を負担いただきます。
- ※11 下記要件を満たした場合における個別対応については、職員1名につき1時間あたり1,620円（うち消費税等120円）及び移動に要した交通費の実費を負担いただきます。
・お客様・身元引受人の希望により実施する場合
- ※12 「その他のサービス」は別途相談させていただきます。
・お客様・身元引受人の希望により実施するお客様個別の外出については、職員1名につき1時間あたり1,620円（うち消費税等120円）及び移動に要した交通費の実費を負担いただきます。
- ※13 入居後、介護保険区分変更により要支援・自立と判断された場合は、別紙「生活サポート表」に定めたサービスを提供致します。
(注) お客様・身元引受人の希望により行う同行・移送に関しては、施設の運営上、人員体制によっては対応いたしかねる場合があります。

生活サポート提供表

(入居後)自立・要支援1~2							
介護居室							
サービス提供場所	プラン①		プラン②		プラン③		その都度徴収するサービス
	生活サポート費に含むサービス	時間	生活サポート費に含むサービス	時間	生活サポート費に含むサービス	時間	
介護サービス							
○巡回							
・昼間 6:00~21:00	3回(救急対応の必要性の確認)		3回(救急対応の必要性の確認)		3回(救急対応の必要性の確認)		—
・夜間 21:00~6:00	2回(救急対応の必要性の確認)	夜間2回×30日=5時間	2回(救急対応の必要性の確認)	夜間2回×30日=5時間	2回(救急対応の必要性の確認)	夜間2回×30日=5時間	—
○食事介助	必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		—
○排泄							
・排泄介助	必要に応じ誘導、見守りまたは介助(体調不良時等)		必要に応じ誘導、見守りまたは介助(体調不良時等)		必要に応じ誘導、見守りまたは介助(体調不良時等)		—
・おむつ交換	必要に応じ適宜(体調不良時等)		必要に応じ適宜(体調不良時等)		必要に応じ適宜(体調不良時等)		—
・おむつ代	—		—		—		※1
○入浴等							
・清拭	週2回(体調不良等による未入浴時)		週2回(体調不良等による未入浴時)		週2回(体調不良等による未入浴時)		—
・一般浴介助	週2回(体調不良等による入浴時見守りまたは介助)	2時間×4週=8時間	週2回(体調不良等による入浴時見守りまたは介助)	2時間×4週=8時間	週2回(体調不良等による入浴時見守りまたは介助)	2時間×4週=8時間	※2
・特浴介助	—		—		—		—
○身辺介助							
・体位交換	必要に応じ適宜(体調不良時等)		必要に応じ適宜(体調不良時等)		必要に応じ適宜(体調不良時等)		—
・居室からの移動	必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		—
・衣類の着脱	必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		—
・身だしなみ介助	必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		必要に応じ見守りまたは介助(体調不良時等)		—
○機能訓練	介護予防を目的とした生活リハビリ	1時間×4週=4時間	介護予防を目的とした生活リハビリ	0.5時間×4週=2時間	介護予防を目的とした生活リハビリ	0.5時間×4週=2時間	—
○通院介助(協力医療機関)	随時		随時		随時		—
○通院介助(上記以外)	—		—		—		※3
○緊急時対応							
・ナースコール	各居室及び居室内トイレ、一般浴室、トイレに設置		各居室及び居室内トイレ、一般浴室、トイレに設置		各居室及び居室内トイレ、一般浴室、トイレに設置		—
生活サービス							
○家事							
・清掃	週2回	2時間×4週=8時間	週1回	1時間×4週=4時間	—	—	※4
・リネン交換	定期交換:週1回	1回×4週=4回	定期交換:週1回	1回×4週=4回	定期交換:週1回	1回×4週=4回	※5
・洗濯	週2回	2時間×4週=8時間	週1回	2時間×2週=4時間	—	—	※6
○居室配膳・下膳	必要に応じ随時		必要に応じ随時		必要に応じ随時		—
○理美容	—		—		—		※7
○代行							
・買物代行(通常の利用区域)	週1回	1時間×4週=4時間	—		—		※8
・買物代行(上記以外の区)	—		—		—		※9
・役所手続	—		—		—		※10
健康管理サービス							
・健康診断	年2回の機会を設ける		年2回の機会を設ける		年2回の機会を設ける		※11
・健康相談	随時	1時間×2週=2時間	随時	1時間×2週=2時間	随時	0.5時間×2週=1時間	—
・生活指導	随時	1時間×2週=2時間	随時	1時間×2週=2時間	随時	0.5時間×2週=1時間	—
・医師の往診	—		—		—		実費
入退院時、入院中のサービス							
・医療費	—		—		—		実費
・移送サービス	—		—		—		—
・入退院時の同行(協力医療機関)	必要に応じ随時		必要に応じ随時		必要に応じ随時		—
・入退院時の同行(協力医療機関以外)	—		—		—		※12
その他サービス	—		—		—		※13
合計時間/金額	41時間 67,716円(うち消費税等5,016円)		27時間 45,036円(うち消費税等3,336円)		17時間 28,836円(うち消費税等2,136円)		

- ※1 おむつに関しては個別に準備願います。希望により購入業者を紹介致します。
 - ※2 下記要件を満たした場合における個別対応については、職員1名につき1時間あたり1,620円(うち消費税等120円)を負担いただきます。
・介護上必要となる場合以外で、お客様・身元引受人の希望により、上記月額利用料に含むサービス欄に定めた週2回を超える場合
 - ※3 下記要件を満たした場合における個別対応については、職員1名につき1時間あたり1,620円(うち消費税等120円)及び移動に要した交通費の実費を負担いただきます。
・お客様・身元引受人の希望により実施する場合
 - ※4・※6 下記要件を満たした場合における個別対応については、職員1名につき1時間あたり1,620円(うち消費税等120円)を負担いただきます。
・介護上必要となる場合以外で、お客様・身元引受人の希望により、上記月額利用料に含むプラン上で定めた回数を超える場合
 - ※5 下記要件を満たした場合における個別対応については、リネン交換1回につき324円(うち消費税等24円)を負担いただきます。
・介護上必要となる場合以外で、お客様・身元引受人の希望により、上記月額利用料に含むサービス欄に定めた週1回を超える場合
 - ※7 お客様・身元引受人の希望により理美容を実施する場合、外部訪問理美容事業所の設定金額となります。
 - ※8 下記要件を満たした場合における個別対応については、職員1名につき1時間あたり1,620円(うち消費税等120円)を負担いただきます。
・お客様・身元引受人の希望により、上記月額利用料に含むプラン上で定めた回数を超える場合
 - ※9 ホームから半径500mを越える買い物代行については、職員1名につき1時間あたり1,620円(うち消費税等120円)及び移動に要した交通費の実費(駐車場代を含む)を負担いただきます。
 - ※10 下記要件を満たした場合における個別対応については、職員1名につき1時間あたり1,620円(うち消費税等120円)及び移動に要した交通費の実費(駐車場代を含む)を負担いただきます。
・お客様・身元引受人の希望により実施する場合
 - ※11 定期健康診断は施設負担により年2回実施
お客様・身元引受人の希望により定期健康診断以外に健康診断を実施する場合は、実費を負担いただきます。
 - ※12 下記要件を満たした場合における個別対応については、職員1名につき1時間あたり1,620円(うち消費税等120円)及び移動に要した交通費の実費を負担いただきます。
・お客様・身元引受人の希望により実施する場合
 - ※13 「その他のサービス」は別途相談させていただきます。
・お客様・身元引受人の希望により実施する場合
- (注) 生活サポート計画を作成の上、お客様にご確認頂き、署名・捺印をしていただきます。
お客様・身元引受人の希望により行う同行・移送に関しては、施設の運営上、人員体制によっては対応いたしかねる場合があります。